

瑞穂市暴力団の排除に関する条例について

1. 制定理由

市民の安全で平穏な生活を確保し、健全な社会経済活動の発展に寄与するためには、本市において暴力団に係わる社会的な領域を最小限にとどめる必要があり、暴力団の排除の促進に関して、基本理念を定め、市、市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団員等に対する利益の供与の禁止や公の施設の使用の制限等の方針を規定するもの。(条例第1条関係)

2. 施行期日

平成24年4月1日から

(公の施設の使用制限等について、すでに申請済みの案件等もあるため。)

3. 条例の概要

(1) 総則的規定 (第1条～第5条)

◇目的規定・定義規定 (第1条・第2条) … 目的については、上記参照のこと。

◇基本理念 (第3条)

「暴力団を恐れないこと」、「暴力団に対して資金を提供しないこと」、「暴力団を利用しないこと」を基本に、市、市民等と関係機関等が相互に連携・協力していくこと

◇市の責務 (第4条)

◇市民等の責務 (第5条)

(2) 暴力団の排除に関する基本的施策など (第6条～第9条)

◇不当要求行為に対する措置

→ 「瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例」の活用

◇公共工事等の市の事務及び事業からの暴力団の排除 (第7条)

→ 本規定に基づいて、「瑞穂市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」(平成22年11月1日施行済み。)の適正な運用の推進

◇公の施設の使用における制限 (第8条)

→ 暴力団の活動の用に供されると認められる場合、施設の使用を許可しない。

【対象とする施設】

(1) 市長部局：老人福祉センター、コミュニティセンター、駅西会館、就業改善センター、水防センター、ふれあい農園、ゲートボール場

(2) 教育委員会部局：総合センター、公民館 (市民センター、巢南公民館)、体育施設条例対象施設、学校体育施設開放条例対象施設、うすずみ研修センター、教育支援センター

【対象としない施設の条例】

火葬場、墓地、駐車場、自転車駐車場

→ 【対象としない施設】は、貸館業務でなく、暴力団排除条例の規定の適用をする必要がないと思われる施設です。

◇市民等に対する支援 (第9条)

(3) 青少年の健全な育成を図るための措置 (第10条)

青少年の育成に携わる者（保護者、市教育関係機関、地域コミュニティ等）による青少年への助言等の推進

(4) 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等 (第11条)

◇暴力団の威力を利用する目的で行われる暴力団員等又は暴力団員等が指定する者に対する利益の供与の禁止

◇暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定する者に対する利益の供与の禁止

(5) 祭礼等からの暴力団の排除 (第12条)

◇祭り、イベント等において、「行事の開催について暴力団を利用したり」、「暴力団員等に露天等を出店させたり」する行為の禁止